一　当該適用事業年度直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の株式（法第五十五条の二第一項に規定する株式をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二　当該法人の当該適用事業年度直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三　当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ　剰余金の配当があつた場合　次に掲げる剰余金の配当があつた事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　当該適用事業年度　次に掲げる事項

(i)　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii)　当該適用事業年度直前計算期間終了の時における当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2)　当該適用事業年度前の連結事業年度（当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ　当該適用事業年度直前計算期間（当該適用事業年度直前計算期間が当該法人のその適用事業年度終了の日の直前に終了した計算期間である場合の当該適用事業年度直前計算期間に限る。）終了の日の翌日から当該適用事業年度終了の日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなつた場合　各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなつた株式の数及び当該適用事業年度直前計算期間終了の時における当該株式の帳簿価額

5　施行令第三十二条の三第六項に規定する財務省令で定める書類は、当該適格分割等の直前における法第五十五条の二第四項に規定する法人が締結している同項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し、当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下この項において「適格分割等直前計算期間」という。）に係る実施状況報告書等の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　当該適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二　当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三　当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ　剰余金の配当があつた場合　次に掲げる剰余金の配当があつた期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の日の前日までの期間　次に掲げる事項

(i)　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii)　当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2)　当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む事業年度前の連結事業年度）　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ　当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限る。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなつた場合　各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなつた株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該株式の帳簿価額

（特定事業再編投資損失準備金）

**第二十一条の三**　施行令第三十二条の四第五項に規定する財務省令で定める事業年度は、法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第五十五条の三第一項に規定する特定事業再編計画（次項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項に規定する変更の認定があつた場合における当該変更の認定の日を含む事業年度とする。

2　施行令第三十二条の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第五十五条の三第一項に規定する特定事業再編計画に係る産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十八条第一項の認定書（前項に規定する事業年度にあつては、同令第十九条第五項の認定書）の写しとする。

第二十一条の十一を次のように改める。

（原子力発電施設解体準備金）

**第二十一条の十一**　法第五十七条の四第一項に規定する財務省令で定める期間は、原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第一条第五号に規定する積立期間とする。

第二十一条の十二第一項中「第三十三条の五第三項第一号から」を「第三十三条の二第三項第一号から」に改め、同項第一号中「第三十三条の五第三項第一号」を「第三十三条の二第三項第一号」に改め、同項第二号中「第三十三条の五第三項第二号」を「第三十三条の二第三項第二号」に改め、同項第三号中「第三十三条の五第三項第三号」を「第三十三条の二第三項第三号」に改め、同項第四号中「第三十三条の五第三項第四号」を「第三十三条の二第三項第四号」に改め、同項第五号中「第三十三条の五第三項第五号」を「第三十三条の二第三項第五号」に改め、同項第六号中「第三十三条の五第三項第六号」を「第三十三条の二第三項第六号」に改め、同項第七号中「第三十三条の五第三項第七号」を「第三十三条の二第三項第七号」に改め、同項第八号中「第三十三条の五第三項第八号」を「第三十三条の二第三項第八号」に改め、同項第九号中「第三十三条の五第三項第九号」を「第三十三条の二第三項第九号」に改める。

第二十一条の十四第一項中「第三十三条の七第九項」を「第三十三条の六第九項」に改める。

第二十一条の十八第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。